

那覇市ガイドヘルパー事業（移動支援事業）のフレキシブル利用について

那覇市ガイドヘルパー事業（移動支援事業）フレキシブル利用とは

ガイドヘルパー事業のフレキシブル利用とは、例えば、ガイドヘルパー事業の支給が1月あたり12時間の利用者が、10月に旅行の予定があるため、いつもより多くガイドヘルパーを利用したい、という場合に、10月～11月の12時間/月を合わせて支給することで、24時間/2月として利用できるようにする、というものです。



フレキシブル利用は、例えば10月から11月の2か月決定、12月から2月の3か月決定のように継続して利用することが可能ですが、その都度申請が必要になります。

ただし、フレキシブル利用の利用後、支給量が不足しても、支給期間中の追加支給はしないため、ご利用の際は、ご注意ください。

フレキシブル利用を利用するための手続きなど

- 1 申請 フレキシブル利用を希望する利用者は、利用の前月15日までに（当該日が土、日、祝祭日の場合は翌営業日までに）「那覇市ガイドヘルパー事業支給決定申請書」で那覇市障がい福祉課に申請してください。
- 2 支給決定 支給の可否は、「那覇市ガイドヘルパー事業支給決定（却下）通知書」で通知します。
また、サービス等受給者証にフレキシブル利用の支給決定と支給量を記載しますので、併せてご確認ください。